

会津若松市議会 予算決算委員会 第4分科会 中間報告 ～所管事務調査の取組内容報告～ (令和5年8月～令和7年6月)



令和7年6月18日

委員長	高	梨	浩
副委員長	内	海	基
委員	奥	脇	康
委員	村	澤	智
委員	讓	矢	隆
委員	大	竹	俊
委員	石	田	典
			男

【目次】

1	調査している政策課題	1
2	政策課題ごとの調査研究報告	1
	調査事項1 官民連携による降雪対策の在り方について	1
	調査事項2 市民の安全安心を担保するための総合的な雨水対策について	10
	(参考) 取組経過一覧	15

1. 調査している政策課題

調査事項1 官民連携による降雪対策の在り方について

本市において、より効率的で安定した除排雪体制をつくるための方法に加え、冬期間の除排雪を含めた、通年における安全な道路通行を確保できる体制を整備するための手法について調査しています。

調査事項2 市民の安全安心を担保するための総合的な雨水対策について

豪雨等の際、水路から水が溢れる溢水被害を防ぐため、本市においてどのような対策を行っていくべきか調査しています。

2. 政策課題ごとの調査研究報告

調査事項1 官民連携による降雪対策の在り方について

① 課題認識と調査概要

除排雪については、平成23年の政策討論会における調査研究の開始時から継続して調査・研究を行ってきた経過にあり、今回の調査事項のテーマについても、改選前の議会から引き続き、異常気象に伴い降雪量が不安定になっている現状や、高齢化や人口減少により除排雪の成り手が不足していく状況の中で、官民が連携した効率的・効果的な除排雪の手法について研究を進めてきました。

改選前の議会では、特に町内会における除雪事業者との事前打合せの方法や、各町内や公共用地における雪ため場の確保などを研究してきた経過にありましたが、今期では、実施地域の拡大が進まない[※]面的除雪の課題など、特に委託業務を中心とした除排雪体制の在り方について調査研究を進めてきました。

また、調査の途中から、安定した除排雪体制の構築のためには、草刈りや道路の穴埋めといった、降雪期以外の道路の維持管理と併せて考えていく必要があるとの考えに至り、除排雪だけでなく、本市の安全な道路通行の確保のための通年による道路の維持管理手法に視点を広げて調査を行いました。

※ 面的除雪とは

従来の1路線に1業者ではなく、一定のエリアに複数の業者が入り、協力して除雪を行う方法のこと。本市では令和2年から扇町、令和3年から松長地区で実施されている。



② 調査研究のまとめ

今期においては、面的除雪など委託業務を中心とした除排雪体制の構築の在り方について調査研究を進めました。調査手法として、関係業者との2度にわたる分野別意見交換会の実施により、本市の除雪における現状や具体的な課題を理解するとともに、全市的に面的除雪を行っている青森県弘前市において行政調査を行い、本市における面的除雪の拡大に向けた考え方や、町内会等との協力・連携による効率的な除排雪について見識を深めることができました。

面的除雪については、令和3年度の松長地区の追加から進捗が見られない状況でしたが、今回の調査により、拡大のための具体的課題として、指示や事務に関する委託料が十分措置されていないことや、既存の工区設定の見直しが必要となること、安定した人員の確保が困難であるといった、拡大が進まない原因について整理を行うことができました。審査においても、上記を踏まえつつ実施拡大に向けた考えを質してきた経過もあり、若干ではあるものの、令和6年度の除雪より面的除雪の実施エリアが拡大するなど、事業に進展も見られたところです。

また、令和5年11月の面的除雪における分野別意見交換会の結果を整理し、政策研究の視点として追加した、安全な道路通行の確保のための通年による道路の維持管理手法については、包括的民間委託の導入可能性を主眼に置きつつ、本市の道路維持管理の在り方について調査研究を進めてきました。

包括的民間委託の手法については、改選前の前期体制において、令和4年10月に東京都府中市において行政調査を行った経過があり、概要についてある程度の知見を得てはいたものの、降雪や道路延長といった条件や財政規模が異なるため、本市において参考とするには難しい内容も見られたところです。このことを踏まえ、今期の調査では、管理する道路延長や降雪などの気候的条件などが近い、秋田県大館市の包括的民間委託の取組について調査を行うことで、より具体的かつ現実的な知見を得ることができました。また、この調査で得た知見は、委員間で考え方を共有した上で、包括的民間委託の導入可能性について具体的なテーマを設定し、令和6年9月の市建設業組合との分野別意見交換会に臨むことができました。

分野別意見交換会では、参加者から包括的民間委託の実施に対する前向きな意見が見られたものの、本市では現時点において包括的民間委託の導入に向けた意識が醸成されておらず、まずは市と事業者間で話し合いを行いながら、作業方法や委託の仕様などについて共通認識を図っていくべき、といった意見を聴取することができました。

これらの調査結果を踏まえつつ、分科会として予算・決算審査や要望的意見を実施してきた経過にあり、当初、執行機関における包括的民間委託に対する見解は「可能性を検討する」といったものでしたが、直近の令和7年2月定例会議の当初予算審査では、道路課道路河川管理センターの職員が行っている道路維持管理業務について、将来的な外部委託の検討に向けた具体的な検討を始めていく考えが示され、今後、事業者等との具体的な協議が始められることとなりました。今期における調査研究により、議会として執行機関での検討に対する下地を作り、後押しをすることができたと考えます。

③ 今後の調査研究の方向性（次期体制への申し送り事項）

◎ 除排雪体制の調査について

今期においては、気候変動により雪が少ない年が続いている中、除排雪体制をどのように維持していくかという視点で調査研究を行ってきましたが、令和7年2月に豪雪災害が発生したことで、平常時に過大とならない除雪体制を維持しながらも、大雪などの緊急時には臨機応変に十分な対応ができる除排雪体制の必要性が認識されたところです。

今回の豪雪災害の影響や反省については、令和7年度中に執行機関においてより詳しい検証が進められることとなりますが、本分科会としても、次期以降の調査において、今後の除排雪方法の改善に向けた検証を踏まえ、除排雪体制の在り方について引き続き調査研究を進めていく必要があります。

また、面的除雪についても、令和6年度に一定の進捗が見られたものの、エリアの拡大が積極的に行われたとまでは言えないものであったことから、事業の推進についての基本的な考え方を確認しながら、今後の動向について、予算決算審査などを通し注視していく必要があると考えます。

◎ 通年での道路維持管理手法について

今期の途中で調査に追加した、通年での道路の維持管理については、令和7年度から道路河川管理センターの外部委託に向けた検討が進められることとなりましたが、執行機関から示された考え方には、今期において調査した包括的民間委託だけでなく、部分的委託などの可能性についても言及があり、これらの手法の有効性も含め、視野を広げて調査を進めていくことが望ましいと考えます。また、今期の調査では、包括的民間委託について新潟県三条市へ追加の行政調査を検討していましたが、都合が合わず資料のみを提供いただいた経過もあり、来期においてより詳しい調査を行っていくことも考えられます。

◎ 今期では主な研究テーマとしなかったものについて

令和7年2月の豪雪災害では、行政による除排雪の実施だけでなく、町内会や福祉団体などを含めた、市民の皆さんと協力した除排雪の仕組みづくりの重要性が改めて認識されました。特に、市民への除排雪方法の適切な周知については、今般の豪雪において課題が見られたことから、今後の調査研究テーマとして取り上げていく余地があります。関連する取組として、今期に行政調査を行った青森県弘前市において、除雪機械の貸出しをはじめとした町内会への各種支援などが行われていましたが、こうした取組について掘り下げて研究を行っていくことも、今後の除排雪を考える上で効果的と考えます。

このほか、学校周辺の除雪についての具体的な改善として、令和6年度より除雪担当部署の建設部と教育委員会とで対面による打合せが実施されるようになりました。過去の分科会の調査研究等において、教育委員会、保護者、建設部それぞれが考える通学路の認識が異なるとの課題も提起されていることから、PTAや学校関係者等との意見交換を行うなど、これまでと異なる切り口で除排雪に向き合うことも必要と考えます。

④ これまでの具体的な調査研究や委員会審査における内容

令和5年11月 分野別意見交換会

市内の面的除雪を受託している会津道路メンテナンス協同組合の皆さんと、

「令和4年度扇町・松長地区における面的除雪の実施状況及び課題について」

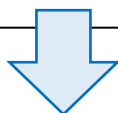
「除雪実施体制の今後の在り方について」を主なテーマとして意見交換会を開催しました。

いただいた意見は、分科会で討議を行い整理した上で、以後の政策研究へ活用しました。



◎ 会津道路メンテナンス協同組合の皆さんからの意見（概要）

- ① 面的除雪は効率的な除雪方法だが、市からの委託料が通常の除雪と同じで、複数の業者に指示をしたり、各業者を管理する事務費を十分に見てもらえていない。
- ② 面的除雪は1つのエリアに複数の事業者が入ることから、今後実施エリアを拡大していくためには除雪業者の割り当てを見直す必要がある。
- ③ 雪が降らない年は仕事が少なく、安定した除雪体制づくりのためにも、草刈りや側溝清掃などの道路管理について、面的除雪のようにエリアを指定して一緒に請け負えるようにしてほしい。



◎ 意見を受け、分科会で考え方を整理

- ① 面的除雪のエリアを拡大していくためには、受託する事業者側の体制づくりだけでなく、割り当てる除雪路線の見直しや、委託料の考え方の精査などに課題があり、これらの解決に向けて市が積極的に関与していく必要がある。
- ② 除排雪を安定した体制で実施していくためには、除雪だけでなく、草刈りや側溝清掃、道路の補修など、降雪のない時期に行っている道路のメンテナンス等も含めて委託する手法（包括的民間委託）も有効なのではないか。

特に②について、
「安定した除排雪の実施体制を構築するため、通年での道路維持管理の方法を含めた調査研究を行っていく必要がある」との共通認識に至りました。

分野別意見交換会で得た知見を踏まえ、除雪の委託料や通年での道路維持管理の考え方などを論点として質疑を行いました。

論点 除雪委託料に対する考え方は

【市の回答（概要）】

除雪委託料の単価は、除雪オペレーターの労務費や車両の燃料費、機械損料などからなる直接業務費のほか、事業者の現場管理費や一般管理費などの諸経費についても積算して設定しているため、事務的な費用を考慮していないものではありません。

また、この稼働による委託料のほかにも、待機するオペレーターの賃金や機械の損料について、待機料として支払っています。

しかしながら、事業者等から「現行の除雪委託料では事務局の人件費等を賄うことが厳しい」といった意見もあったことから、除雪委託料の在り方についても今後検討をしていきたいと考えています。

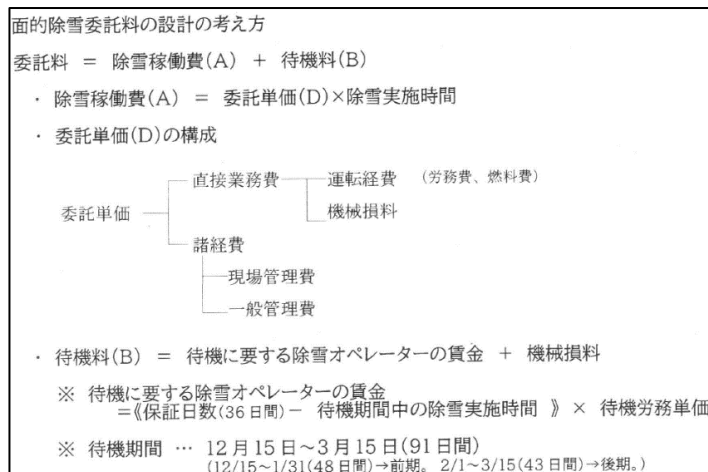
論点 道路管理の包括的民間委託に対する認識は

【市の回答（概要）】

本市において、通年での道路管理も含めた民間委託を考えた場合、市が直営で行っている道路河川管理センターの業務や、技術職の職員をどうするかといった課題もありますが、職員が少なくなっていく中において、将来的には、道路管理業務について包括して民間に委託する方向に進まざるを得ないと考えています。

委託を進めていくに当たっては、当然、除排雪を含めた全ての道路管理業務をすぐに委託することはできないため、委託する業務の洗い出しを行いながら、段階的に移行していくことを検討しています。

また、委託先の課題もあることから、スケジュールも含めて、令和6年度に一定程度の方向性を検討していきたいと考えます。



← 当初予算の審査に当たり、執行機関より面的除雪委託料の考え方や、費用対効果に対する検証について資料が示されました。
(左図は面的除雪委託料設計の考え方)

これまでの調査を踏まえ、テーマに関係する取組を行っている自治体として、青森県弘前市の除排雪の取組と、秋田県大館市の道路維持管理の取組について調査を実施しました。



【青森県弘前市（除排雪の取組）】

- 市内に100近くあった除雪工区を20にまとめ、各工区でJV（複数業者による共同企業体）による面的除雪を実施している。
- 工区統合にあわせて、一部のエリアに、市民が除雪業者に直接連絡ができる「除雪地域窓口」を設置している。
- 市で「雪対策総合プラン」を策定し、施設整備などのハード面、市民に対する除雪支援といったソフト面の両方で、官民が連携した計画的な雪対策の取組が行われている。

【秋田県大館市（包括的民間委託の取組）】

- 令和3年に国のモデル自治体に選定され、令和4年度より、指定したエリアの道路維持管理業務について包括的民間委託を試行的に実施。
- 手段等を仕様書に定める「仕様発注」ではなく、品質や水準を規定する「性能発注」とすることで、民間企業のノウハウを活かした効率的な作業が行われている。
- これまで導入エリアの拡大を進めてきており、公園や橋の点検など、道路以外のインフラも合わせて包括的民間委託としていく「群マネ」の取組も始められていた。

【調査後の分科会での総括】

- ・ 弘前市は、市の指示だけでなく各業者の判断でも除雪を行っており、本市のような待機料ではなく最低保証額を設定して対応していた。
- ・ 弘前市では、町内会への除雪機械の貸出しや、雪ため場として提供された民有地の固定資産税の減免など、官民連携で降雪対策を行う仕組みが行われていた。
- ・ 大館市は盆地の豪雪地帯という会津若松市と似た条件の中で、効率的な道路管理が進めていたが、包括的民間委託を令和4年度に試行的に導入した段階のため、事業のメリットが発揮できているかという点では道半ばの状態であった。今後の経過や進捗について再度調査することで更に参考になるのではないかと考える。
- ・ 大館市では、道路の管理を事後保全型から予防保全型にシフトしていた。予防保全に移行する際の費用の増加などは、建設部だけでなく市全体で考える必要があるものである、その対応例として参考になったと思う。
- ・ 両市とも、地元業者等との話し合いを十分に設け、委託の取りまとめができていたが、除雪と道路維持管理はまとめて包括委託とせず、別々に実施していた。現状では、除雪を包括的委託に含めることは課題が多いと思われるが、予算や事業を別にしても、会津若松市としての通年での管理の考え方は模索できるのではないかと考える。

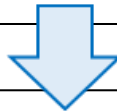
令和6年9月 分野別意見交換会

行政調査で得た知見を踏まえ、本市の道路の維持管理に携わる会津若松市建設業組合の皆さんと「本市の通年における道路維持管理の課題について」「本市の道路維持に係る包括的管理手法の活用可能性について」を主なテーマとして意見交換会を開催しました。



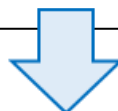
◎ 会津若松市建設業組合の皆さんからの意見（概要）

- ① 本市の道路維持管理は、主に予定価格 50 万円未満の小額工事により対応を行っているが、近年の物価高騰等に鑑み、小額工事とする予定価格の要件は、指名競争入札の要件となる予定価格 130 万円程度まで引き上げた方が効率的になると思う。
- ② 建設業者の廃業なども出始めてきている中、地域を安定的に守っていく観点からも包括的民間委託の手法は有効だと思う。既に導入している自治体では、深刻な人手不足など、包括的民間委託を必要とする強い動機があったのではないかな。
- ③ 本市では、市も事業者も包括的委託の導入に対する方向性が共通認識とはなっていないので、まずは市と事業者で道路維持管理のやり方や組織づくりについて話し合いをしていく必要がある。



◎ 意見を受け、分科会で考え方を整理

- ① 小額工事の要件の 1 つである予定価格については、本分科会では過去（平成 28 年 9 月）に小額工事請負額の上限引き上げについて要望的意見を提出した経過があるが、上限額は平成 8 年から据え置かれたまま現在に至っている。
他自治体においても、近年、上限額の引き上げを行っている例も見られることもあり、業務量の拡大や対応の迅速化などに鑑み、道路維持管理の観点で分科会において適切な手法について検討を行っていきたい。
- ② 参加者の方が包括的委託の内容や仕組みについて十分理解しており、導入の可能性について具体的かつ現実的な意見を聞くことができた。
道路維持管理の成り手の減少や高齢化が進む中、近い将来、道路等インフラの維持管理手法を見直さなければならない時期は必ずやって来ることから、試行的な実施を視野に入れ、現在の道路維持管理の在り方や、具体的なやり方について市と事業者で検討や意見交換を行う場を設置するなど、積極的な下地作りを進めていく必要があると考える。



整理した内容をもとに、以降の分科会審査において論点の整理を行い、市に考え方を確認しました。（内容は次ページ）

論点 道路等の整備における小額工事の要件に対する認識は

【市の回答】

昨今の資材や人件費の高騰を踏まえ、現在、総務部を中心に予定価格 50 万円未満である小額工事の要件などの見直しについて検討が行われており、建設部としても、担当者会議等に参加し、実情を伝えながら一緒に検討を進めていきますが、金額の引き上げについては慎重に対応すべきと考えています。

要件の見直し検討に当たっては、一般的な自治体における少額工事が、複数者への見積合わせを原則としているのに対し、本市における小額工事制度は、要件を満たした場合に一者随意契約が可能となっていることなど、本市の小額工事制度の特異性を踏まえて議論を行っていくべきものと認識しています。

論点 面的除雪における今後の実施エリア拡大に対する考えは

【市の回答】

令和 6 年度の面的除雪では、新たに河東町の高塚・葉山団地を追加したほか、これまで実施してきた扇町においてもエリアの拡大を行いました。

しかしながら、今回追加となった高塚・葉山団地では、従前の業者からの引継ぎが上手くいかなかったことや、今般の大雪による課題なども確認されたところです。

今後の面的除雪の実施エリアの拡大については、受注者における負担増なども考えられることから、令和 7 年 2 月の大雪により面的除雪の対応が十分に機能しなかった点も含め、受注者である会津道路メンテナンス協同組合と意見交換をしながら検討していきます。

論点 道路維持管理業務の民間委託に対する令和 7 年度以降の考えは

【市の回答】

これまで道路河川管理センターにおいて直営により行ってきた道路維持管理業務について、職員の定年退職による担い手不足などにより、今後業務が継続できなくなることが危惧される状況にあることから、令和 7 年度より、道路維持管理業務の外部委託に向けた検討を進めていく考えにあります。加えて、これまで単独で発注してきた除草作業等の業務についても、道路維持管理業務との一体的な業務委託を検討していきたいと考えています。

令和 7 年度においては、まず、委託業者の検討として、関係業者から意見聴取を行う予定であり、造園や電気といった他業種からも意見を聴取したいと考えています。

外部委託の契約手法として、現在のところ包括的委託や部分的委託などが考えられますが、これらも含め令和 7 年度から一歩ずつ検討を進めていきます。

※ このほか、改選前の分科会で主に調査を行っていた、学校周辺の除雪について進展が見られました。

論点 学校周辺の除雪における市教育委員会との連携は

【市の回答】

学校周辺の除雪については、これまでも教育委員会と連携して対応してきた経過はありましたが、令和6年度の除雪計画の作成に当たっては、11月に教育委員会と打合せを行い、各学校の周辺の図面を1校ずつ確認して計画に反映させたところです。

しかしながら、令和7年2月の大雪では、学校周辺を含む歩道除雪について、全ての路線の除雪完了に3日を要してしまったことから、その間、歩けない歩道があったと認識しており、令和7年度以降の除雪体制を考える際には、これらの結果を踏まえた検討を行うとともに、歩道除雪路線だけでなく、除雪機械が入れない狭い歩道に対する対応などについても、教育委員会と検討していきたいと考えています。

今後も学校周辺の除雪については、教育委員会と早い段階から協議を行っていきたいと考えています。

① 課題認識と調査概要

豪雨等による溢水への対策については、これまで、平成 24 年から平成 27 年にかけて、前身となる政策討論会第 4 分科会において「雨水流出抑制による総合的な治水対策について」をテーマに調査研究を行い、福島大学共生システム理工学類 川越 清樹准教授（当時）のご指導・ご協力の下、「雨水流出抑制による総合的な治水対策」として、市総合治水計画の策定に向けた提言を実施しており、改選前の前期議会（令和元年から令和 5 年まで）においても、台風などによる河川の氾濫を中心とした溢水対策について調査研究を進めてきた経過にあります。

今回のテーマは、令和 9 年に予定されている市総合治水計画の改定を見据え、本市の内水対策の在り方について、これまでの調査について継続・補完する形で、本市の現状や対策について調査を進めるため、テーマとして設定したものです。

今期における具体的な取組としては、内水が頻発している自治体における対策や、予算・決算審査を通した市総合治水計画に基づく取組の進捗状況の確認、同計画の見直しに向けた課題の調査、福島大学共生システム理工学類川越清樹教授によるセミナーなどを通し、本市の溢水被害の現状や対策について調査を進めてきました。

② 調査研究のまとめ

今回の調査の結果、雨水幹線の整備をはじめとした市による対策が進んだことで、本市の内水被害は軽減されてきており、他の市町村と比較しても被害は少なくなっていることがわかりました。

しかしながら、近年の気候変動により、短時間に降る雨の量は増加してきており、溢水が頻発している箇所における被害のリスクは年々高まっていることから、引き続き対策を進めていく必要があります。特に、本市の中心市街地は城下町であるため、古くからある水路も多く、かつ、扇状地でもあることから、これらの特性を考慮した取組が必要です。

現在の本市の内水対策は、水路や雨水幹線といった、行政主導のハード整備を中心に進められていますが、セミナーで川越教授が指摘されたとおり、大規模な整備には多額の費用がかかり、予算にも限界があります。現状のハード整備については十分効果があることはわかったものの、溢水が頻発している自治体が行っているような大規模な整備を行うことは難しいことから、側溝や水路の清掃といった、官民で協力した対策の推進や、鶴ヶ城のお濠を貯水池として活用するなど、本市に元々ある施設を活用していく取組を進めていくことも効果的ではないかと考えます。

今期における内水対策の調査研究については、現在の取組の把握が主となりましたが、令和 9 年の総合治水計画の改定に向けた、内水対策の基本的な考え方について整理することができたと考えます。

③ 今後の調査研究の方向性（次期体制への申し送り事項）

今期においては、主に内水対策の考え方について調査を進めてきたことから、次期において引き続き同テーマを調査していく際には、今期において整理した考え方を踏まえ、本市に元々ある側溝や水路、貯留施設などの活用について調査を進めていくことが望ましいと考えます。具体的な調査方法としては、現地調査を中心に、本市における市街地の水路がどの程度機能しているのか、鶴ヶ城のお濠を含めた本市における施設貯留の状況や効果などについて調査を行っていくことが考えられます。

また、本市は扇状地にあることに加え、市街地は城下町特有の水路を有しているという地形的な特性があります。調査を進めるに当たっては、他自治体の水路整備や貯留対策などについては参考となる取組も限られてくることが考えられることから、地形的な条件が類似している自治体での対策だけでなく、市民協働による内水対策の取組といった、多くの自治体で取り組まれているソフト面での対策について特徴的な取組を調査するなど、視点を広げた調査を進めていくことも必要です。

このほか、今回のテーマを設定するに当たり念頭に置いた、市総合治水計画の改定については、次の調査期間において執行機関での具体的な検討が進められることが想定されます。総合治水計画の改定に対し、進捗を注視するだけでなく、議会ならではの視点によるアプローチが行えるよう、国や県、関係団体などを含めた、横断的な調査を実施していくことも必要になると考えます。

④ これまでの具体的な調査研究や委員会審査における質疑内容

令和6年1月 先進地調査

静岡県沼津市の「内水対策の取組」、埼玉県加須市の「加須市洪水対策計画」について調査を実施しました。

【静岡県沼津市】

- 洪水が多発している地域であることもあり、排水機場や放水路、上流部で水を貯めておく貯留施設(写真)など、県と連携し大規模な施設整備がなされていた。
- 各排水機場の運転を市民が各自の判断で行うなど、行政も市民も、本市における除雪に近い感覚で洪水対策に取り組んでいる。



【埼玉県加須市】

- 市の組織機構として都市整備部に「治水課」を設置し、農業用水や、関係する防災関係などの業務まで1つの課で業務を行っており、市として治水対策に本気で取り組んでいることが伺えた。
- 道路冠水や家屋の浸水被害が多発している地区について、自治会や住民と協働して、随時連絡がとりあえる「水防情報システム」が構築されていた。
- 市民からの水路等の整備要望を処理するルールについて、「加須市排水路整備事業評価システム」として整理されていた。

【調査後の分科会での総括】

- ・ 排水ポンプなどを積極的に整備していたが、市民に協力してもらいながら対策を実施している状況にあり、行政だけでは解決できない問題と感じた。
- ・ 本市の洪水被害は、山間部から水が流れ市街地に溜まることも原因と考えられるので、沼津市のような、上流で一時的に貯留する仕組みは本市でも有効ではないかと考える。
- ・ 加須市では、区長等からの推薦で浸水頻発箇所の近隣住民を水防協力員として委嘱し、土嚢やコーン設置の指示を出すなど官民連携の取組が行われていた。本市では消防団員が対応を担っているところもあるが、消防団に限らず、近隣住民で協力して浸水を防ぐことも可能ではないか。
- ・ 「加須市排水路整備事業評価システム」は、洪水対策だけでなく、道路等の整備要望で多くの未対応件数を抱える本市にとって大変参考になる取組であった。特に、要望の時期を一括して定め、対応されなかった要望は再度要望してもらうことで、未対応要望を抱えないようにすることや、整備内容を客観的に点数化して比較評価するなど、公平性のある仕組みであったので、本市でも是非参考にしていきたいと思った。

論点 市総合治水計画の進捗状況と、計画に基づく治水対策の効果は

【市の回答（概要）】

市総合治水計画の基本的な考え方として、①降った雨を流す、②溜める・浸透させる、③豪雨等に備える、の3つの取組を行っており、1時間当たり40～50ミリの降雨に対応できるよう、河川・雨水幹線等の整備や、公共施設などにおける雨水の貯留・浸透施設の導入を進めてきました。また、近年のゲリラ豪雨などの短時間での大雨については、治水被害をゼロにすることはできないため、備える取組として内水ハザードマップを作成し、市民に垂直避難等の対応を促しています。

これらの整備や取組により被害を軽減することができていると認識しており、今後も城前団地の建替えや市役所新庁舎に貯留施設を整備していくほか、開発指導要綱の改定を行い、民間事業者にも貯留・浸透施設を整備するよう要請しているところです。



論点 治水が発生している箇所に対する認識は

【市の回答（概要）】

治水した水は低い場所に集まるため、同じ場所で繰り返し被害が発生してしまうものと認識しています。このほか、雨水幹線の整備が中断している箇所の影響も考えられることから、整備のための用地確保について、地権者の方に協力をいただけるよう再度依頼をしているところです。

令和6年度での事業予算計上までには至りませんでしたが、今後も引き続き協議を行い雨水幹線等の整備に努めていく考えです。

令和7年1月 内水対策に係る勉強会及びセミナー

福島大学共生システム理工学類の川越清樹 教授を迎えて「会津若松市総合治水企画に対する経緯と検討」をテーマにセミナーを開催しました。

また、開催の前段に、本市における内水対策における現状について、執行機関との勉強会を開催しました。



◎ 執行機関との勉強会による本市の現状把握 (R7.1.17)

○ 本市の内水対策の現状について

- 本市は平成に入ってから以降、一級河川が溢れることによる被害は発生しておらず、浸水被害は集中豪雨等による水路からの内水氾濫により発生している。
- 内水被害の頻発を受け、市では平成14年から水路の整備改修、水門の自動化、雨水幹線の整備などによる対策を進め、被害の軽減が図られてきた。
- 平成29年度に策定した市総合治水計画が令和9年度に見直し予定であり、整備の効率化など、計画見直しに向けた検討が進められている。また、令和3年に全戸配布した内水ハザードマップについても、今後の見直しが予定されている。

※ 近年、大規模な被害は減少しているものの、総雨量に対する短時間雨量が増加している。また、総雨量より短時間雨量が多い場合に被害が大きいことがわかる。(右図)



○ 近年の本市の降雨量と被害状況 (当日資料抜粋)

年	月日	日最大雨量(mm)		総降雨量 (mm)	被害戸数	備考
		1時間	10分間			
H14	7/10~11	22.0	5.5	132.0	床上6、床下34	台風6号
	8/12~13	38.5	19.0	87.5	床上9、床下51	
	10/1	59.0	12.5	155.5	床上63、床下244	台風21号
H18	9/10	42.0	24.5	42.5	床上4、床下66	
H20	7/23	39.0	16.0	69.5	床上1、床下11	
	9/3	75.0	20.5	76.0	床上2、床下109	
H21	7/26	26.5	10.0	34.0	床上1、床下4	
H22	7/6	25.5	14.5	43.0	床上3、床下36	
	7/15	29.5	16.0	41.0	床上2、床下4	
H24	7/5~6	39.0	12.0	94.5	床上1、床下13	
H25	9/15~16	29.5	10.5	63.0	床下1	台風18号
	10/15~16	18.5	3.5	102.5	床下2	台風26号
H26	7/8~9	18.0	10.5	112.0	床上1、床下5	
	8/8	39.0	18.0	49.5	床上3、床下24	
H28	7/6	26.0	6.0	52.0	床下1	
	8/2	19.5	9.0	43.0	床下1	
	8/22	17.5	7.5	63.5	床下1	台風9号
H29	7/28	27.5	6.5	39.5	床上2、床下5	
H30	5/18	32.5	20.0	39.5	床上2	
R元	10/11~13	19.5	3.5	142.5	床上1、床下1	台風19号
R2	7/21	43.0	17.5	70.0	床上1、床下11	
R5	7/10	56.5	25.5	95.0	床上12、床下15	

◎ 内水対策セミナーにおける内容 (R7.1.20)

○ 本市の治水対策を取り巻く状況について

- 本市の内水氾濫の発生状況は、県内他市と比較すると少ないものの、水路が多いため、流れる水の総量も多くなっている。このため、対策が実施される以前の平成20年代頃は、河川に到達するまでの水路から溢水するケースが見られていた。
- 気候変動により、2010年代から全国的に降雨量が増加している傾向にあるが、本市では降雨量そのものや70ミリ以上の降雨日数自体は急激に増加しておらず、短時間での雨量のみが増加している。

○ 治水対策の考え方について

- 貯留による対策として、水田貯留(田んぼダム)がよく取り上げられるが、これは上流部で行うことで効果があるものであり、平地部に水田の多い本市では効果的ではない。
- 短時間降水量の増加に対する対策強化が必要である。対策の方法として、費用やメンテナンスの面からも、新たな施設をつくる前に、まずは水路などの既存の施設がうまく機能するような改善が必要である。鶴ヶ城お濠の貯留池としての活用なども、堆積状況や流量を調査・計画した上で検討してほしい。
- 防災対策は必要な事業だが、防災目的だけの事業とするのではなく、他の要素も併せ、メリットがあり、市民が率先して対策を実施するような、官民協働の仕組みづくりが必要である。

(参考) 予算決算委員会第4分科会の政策研究経過一覧

年	月 日	内 容
令和5年	8月31日	□自主研究(前期議会からの申し送り事項、令和4年度決算審査に係る論点の抽出について)
	10月19日	□自主研究(所管事務調査における具体的検討テーマの設定、分野別意見交換会の開催手法について ほか)
	10月30日	□自主研究(所管事務調査における具体的検討テーマの設定、分野別意見交換会の実施、行政調査について)
	11月20日	□会津道路メンテナンス協同組合との分野別意見交換会
	11月22日	□自主研究(分野別意見交換会の総括、行政調査について)
	11月28日	□自主研究(分野別意見交換会の総括、行政調査について)
	12月7日	□自主研究(分野別意見交換会の総括、行政調査について)
	12月15日	□自主研究(行政調査について)
令和6年	1月18日 ～19日	□行政調査(静岡県沼津市＝沼津市における内水対策の取組について、埼玉県加須市＝加須市治水対策計画について)
	1月31日	□自主研究(行政調査の総括、令和6年度当初予算審査に係る論点の抽出について)
	2月13日	□自主研究(令和6年度当初予算審査に係る論点の抽出、湊地区の水問題に係る対応について ほか)
	4月15日	□自主研究(2月定例会議審査の振り返り、今後の所管事務調査について)
	4月30日	□自主研究(行政調査について)
	5月16日	□自主研究(行政調査について ほか)
	6月6日	□自主研究(行政調査について)
	7月18日 ～19日	□行政調査(青森県弘前市＝官民連携による除排雪の取組について、秋田県大館市＝道路等インフラの包括的民間委託の取組について)
	8月1日	□自主研究(行政調査の総括、令和6年度当初予算審査に係る論点の抽出、分野別意見交換会の開催について)
	8月23日	□自主研究(令和6年度当初予算審査に係る論点の抽出、分野別意見交換会の実施、所管事務調査の経過報告について)
	9月3日	□会津若松市建設業組合との分野別意見交換会 □自主研究(令和6年度当初予算審査に係る論点の抽出、所管事務調査の経過報告について ほか)
	9月5日	□自主研究(分野別意見交換会の総括について)
	10月18日	□自主研究(分野別意見交換会の総括、9月定例会議審査の振り返りについて)
	11月7日	□自主研究(分野別意見交換会の報告書、内水対策に係る政策研究について ほか)
	12月5日	□自主研究(内水対策に係るセミナーの実施、議会モニターへの説明会について ほか)

令和7年	1月17日	□内水対策に係る本市取組の調査 □自主研究（議会モニターへの説明会、令和7年度当初予算審査に係る論点の抽出について ほか）
	1月20日	□内水対策に関するセミナー（福島大学 共生システム理工学類 川越 清樹教授＝会津若松市の総合治水計画に対する経緯と検討）
	1月30日	□自主研究（内水対策セミナーの総括、令和7年度当初予算審査に係る論点の抽出について ほか）
	2月10日	□自主研究（令和7年度当初予算審査に係る論点の抽出について）
	4月8日	□自主研究（令和7年度当初予算審査の振り返り、中間報告に向けた政策研究成果の確認について ほか）
	4月22日	□自主研究（令和7年度当初予算審査の振り返り、中間報告に向けた政策研究成果の確認について ほか）
	5月12日	□自主研究（中間報告に向けた政策研究成果の確認、議会評価の実施について）
	5月27日	□自主研究（議会評価の実施について）
	6月5日	□自主研究（議会評価の実施について）

予算決算委員会第4分科会
予算・決算審査 及び 所管事務調査
に係る内部評価結果
(期間：令和5年8月～令和7年4月)

会津若松市議会
予算決算委員会第4分科会

委員長	高	梨	浩
副委員長	内	海	基
委員	奥	脇	康
委員	村	澤	智
委員	議	矢	隆
委員	大	竹	俊
委員	石	田	典
			哉
			男

○ 目次

評価の視点 (地方議会成熟度評価モデル)	評価項目	ページ
視点2 政策サイクル	①住民との対話	1
	②政策研究	2
	③議員間討議	3
	④政策立案・提言、議案審査	4
	⑤総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動	5
視点5 ふり返りと学び	①振り返りの取り組み方	6
	②振り返り結果の活用	7
(参考1) 各評価項目に対する基本条例の対応条文		8
(参考2) 【図表】政策サイクルと評価の関係		10
(参考3) 評価項目・ポイント・目安等の一覧		12

視点2 政策サイクル

確認項目① 住民との対話

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 住民意見を十分に聴取し、理解したか。
 - ・ 地区別市民との意見交換会における各分科会に対する報告が分科会内において確認・共有されている。
 - ・ 分野別意見交換会が必要に応じ開催され、その結果について分科会で十分な総括が行われている。
 - ・ 議会モニターからの意見に対し、分科会内で整理が行われている。
- 住民の意見を政策研究や審査に活かしたか。
 - ・ 政策研究における問題発見の手段として、地区別市民との意見交換会での意見聴取や分野別意見交換会が活用されている。
 - ・ 抽出論点表の作成過程において、聴取した市民意見が活用されている。
- 住民の意見を起点とし、課題を発見することができたか。
 - ・ 分科会の所管分野に対する市民視点からの課題が発見され・共有されている。
 - ・ 聴取した市民意見について、抽出論点における分科会の問題認識として整理することができている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 「雪対策」「道路」「公園」をはじめとした、市民との意見交換会における当分科会に関係する市民意見や、関係事業者との分野別意見交換会における意見を分科会で整理し、発見した課題をもとに、関係する政策分野について継続的に予算・決算審査の論点として抽出し、審査や調査研究に生かすことができた。 （論点抽出以外の具体的実施内容） ・ 三本松旧第3工区の盛土造成事業に対し、市民との意見交換会での住民意見を踏まえた質疑を実施（R5.9 決算審査） など

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 予算決算委員会第4分科会中間報告 ・ 分野別意見交換会報告書（令和5年11月及び令和6年9月実施） ・ 予算決算委員会第4分科会論点抽出表「雪対策」「道路」「公園」など（令和5年9月定例会議から令和7年2月定例会議までの当初予算及び決算審査） ・ 予算決算委員会第4分科会委員長報告（令和5年9月定例会議から令和7年2月定例会議まで）

確認項目② 政策研究

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 政策研究の目的に沿った所管事務調査の課題設定が行えたか。
 - ・ 分科会において、審査結果や市民意見に基づく問題認識に沿った具体的検討テーマが設定されている。
 - ・ 前期からテーマを引き継ぐ場合においても、今期において特に検討すべき課題が明確化されている。
- 専門機関や先進事例による知見を十分に活用したか。
 - ・ 専門機関等とのセミナーや分野別意見交換会で得た知見が審査や以降の調査研究に十分活用されている。
 - ・ 具体的な目標・目的を持って先進自治体等の行政調査を行い、その成果が審査や以降の調査研究に活用できている。
- 政策研究の結果は政策立案に資するものであったか。
 - ・ 政策研究結果について、分科会として政策立案に向けたとりまとめが進められている。
 - ・ 具体的な政策立案まで至らない場合でも、政策研究により課題が具体化・明確化され、政策立案に向けた道筋や目標が共通認識となっている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 分科会における政策研究テーマ設定に当たっては、前期議会からの申し送り事項を基本としながらも、課題が多く寄せられる市民意見を解決すべく、先進地調査、分野別意見交換会等を開催しながら継続した取組を行っている。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 前期議会からの申し送り事項（令和5年8月） ・ 内水対策に関するセミナー（令和7年1月） ・ 行政調査（令和6年1月静岡県沼津市・埼玉県加須市（内水対策）、令和6年7月青森県弘前市（除排雪）・秋田県大館市（道路管理における包括的民間委託）） ・ 要望的意見「コストを意識した効果的な除排雪予算の計上について」（令和5年9月定例会議）、「まちづくり全体を踏まえた都市計画道路整備の在り方」（令和6年2月定例会議）

確認項目③ 議員間討議

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 政策研究において、委員間での活発な意見交換が行われたか。
 - ・ 委員間で活発な意見交換が行われ、政策研究に対する分科会としての考え方が共有されている。
 - ・ 各委員が政策研究に積極的に参加し、各委員の意見が政策研究の方針や進め方に反映されている。
- 議案等の審査に当たり、適時適切な委員間討議が行われたか。
 - ・ 議題に合った内容で委員間討議が提案・実施され、その内容も過大・過少にならず、議題に沿った適切なものになっている。
 - ・ 議員間討議の目的を各委員が理解し、発言が議題外にわたることなく実施されている。
- 委員間討議の結果として、合意形成や論点の明確化が進められたか。
 - ・ 委員間討議の結果が共通認識又は合意点として明確化され、委員長報告において第三者が理解できる内容に整理されている。
 - ・ 少数意見にも耳を傾け、適切な説明責任・議決責任を果たすための合意形成が図られている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 政策研究に沿った形での論点抽出が行われ、予算・決算審査で活かされている。 ・ 委員間討議の結果として、要望的意見を取りまとめ、論点の明確化が図られている。また、要望的意見にまで至らない場合でも、委員間討議に基づく委員長報告を作成し整理している。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 予算決算委員会第4分科会論点抽出表「雪対策」（令和5年9月定例会議から令和7年2月定例会議までの当初予算及び決算審査） ・ 予算決算委員会第4分科会委員長報告（令和5年9月定例会議から令和7年2月定例会議まで） ・ 要望的意見 「コストを意識した効果的な除排雪予算の計上について」（令和5年9月定例会議） 「まちづくり全体を踏まえた都市計画道路整備の在り方」（令和6年2月定例会議） 「安定的な除排雪体制と適切な道路の維持管理体制の確立に向けた取組について」（令和6年9月定例会議） 「会津若松駅前都市基盤整備事業における適正な事業執行の在り方」（令和7年2月定例会議）

確認項目④ 政策立案・提言、議案審査

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 政策研究の成果が審査に活かされていたか。
 - ・ 政策研究において発見された課題や視点等が、審査における質疑や抽出論点の作成などに活用されている。
- 審査において、執行機関に対する監視機能が実現していたか。
 - ・ 審査において、これまでの経過や背景、本会議での総括質疑等の結果などを意識した質疑が行えている。
 - ・ 質疑により、執行機関側の提案に対する疑問点や問題点を明らし、必要に応じて要望的意見や決議等を提出することができている。
 - ・ 審査において課題・問題として明らかとなった事項が委員長報告に整理されている。
- 分科会として、政策研究や審査を踏まえた政策提言が醸成されたか。
 - ・ 政策研究と議案等の審査が連動し、執行機関側とは異なる視点で政策提言が作成できている。
 - ・ 政策提言までに至らない分野でも、政策研究と審査の連動により課題が具体化され、政策提言に向けた考え方が共有認識となっている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 調査研究により明らかとなった事項について共有化を図りながら、委員会共通の問題認識とすることができている。 ・ 政策研究と予算・決算審査が連動し、政策提言に向けた議論が行われている。 ・ 審査の結果として要望的意見や決議を提出し執行機関の問題点を明らかにしている。 ○期間中の決議提出 県立病院跡地整備に関連し提出された都市計画道路藤室鍛冶屋敷線の整備の進め方に対し、分科会委員により「まちづくりを踏まえた都市計画道路の整備促進に関する決議」を提出（令和7年2月定例会議当初予算審査）

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 行政調査（令和6年1月静岡県沼津市・埼玉県加須市（内水対策）、令和6年7月青森県弘前市（除排雪）・秋田県大館市（道路管理における包括的民間委託）） ・ 予算決算委員会第4分科会論点抽出表（令和7年2月定例会議）「3①政策分野に関する問題認識」「7次回以降に向けた政策分野の課題等」 ・ 予算決算委員会第4分科会委員長報告（令和7年2月定例会議）

確認項目⑤ 総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 総合計画を意識した政策研究や審査が行えたか。
 - ・ 具体的検討テーマに係る政策研究分野が市総合計画にどう位置付けられ、どの程度進捗しているのかを理解した上で政策研究が進められている。
 - ・ 抽出論点に限らず、審査する案件について市総合計画での位置付けが理解・共有された上で審査が行われている。
- 行政評価等に基づく政策評価を審査に活用できたか。
 - ・ 審査において、行政評価結果の内容を踏まえた質疑が行われている。
 - ・ 個別計画等の内容や各計画どうしの関連性について各委員が理解しており、既に計画等に記載されている内容の質疑に終始することがない。
- 予算・決算の連動を意識した審査を行ったか。
 - ・ 予算・決算審査で明らかとなった課題が共有され、以降の予算・決算審査の際のポイントや論点として活用されている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
○	・ 各政策分野における全ての施策を意識した議論展開は行われていないが、市総合計画における各政策分野の位置づけを意識した論点抽出による審議が行われている。 ・ 個別計画や行政評価を踏まえた論点抽出を行っているが、長期的な財政計画などについてまで具体的な議論は行われていない。 ・ 政策研究課題を中心としながら、予算審査、決算審査を連動させた質疑を行っている。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 予算決算委員会第4分科会論点抽出表（令和7年2月定例会議当初予算審査）「3②問題認識に関する各種情報」「7次回以降に向けた政策分野の課題等」 ・ 予算決算委員会第4分科会委員長報告（令和7年2月定例会議）

視点5 振り返りと学び

確認項目① 振り返りの取り組み方

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 政策研究の振り返りを適宜行ったか。
 - ・ 政策研究の節目ごとに振り返りが行われ、まとめられた課題やポイントとなる内容が共有されている。
- 予算・決算審査ごとの振り返りを行ったか。
 - ・ 予算・決算審査の終了後に分科会での審査や委員長報告の内容等の振り返りを行っている。
 - ・ 審査終了後に論点抽出表に委員間討議の論点・合意点等が記載され、次回以降の審査時に参考として活用できるようになっている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 第4分科会の政策研究テーマは長期間（前期から継続）となっているものが多いことから、定例会議ごとの第4分科会委員長報告に記録が残るよう委員会審査や委員間討議を行い、政策研究の進捗整理を行っている。 ・ 予算審査、決算審査で行われた論点を基にした質疑による結果が、次の予算審査→決算審査→予算審査→決算審査へとどのように連動・影響しているのかを意識した質疑を行っている。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 前期議会からの申し送り事項（令和5年8月） ・ 予算決算委員会第4分科会委員長報告（令和7年2月定例会議） ・ 予算決算委員会第4分科会論点抽出表（令和7年2月定例会議当初予算審査）「7次回以降に向けた政策分野の課題等」

確認項目② 振り返り結果の活用

◎ 評価するポイント及び評価の目安（本市議会において求められる水準）

- 振り返りを基に、政策研究の改善に向けた課題を発見・明確化したか。
 - ・ 前期議会からの申し送り事項を踏まえ、今期の政策研究における考え方や課題が整理されている。
 - ・ 今期の政策研究について適宜振り返りを行い、重要と思われる事項や課題、考え方が分かりやすく整理されている。
- 振り返りを基に、予算・決算審査の改善に向けた課題を発見・明確化したか。
 - ・ 論点抽出表の作成に当たって、これまでの予算・決算審査の結果や過去の委員長報告などの振り返り結果が反映されている。
- 各種課題・改善点に対し、次期に活用できる申し送り事項を作成したか。
 - ・ 政策研究の報告書において、具体的な成果と課題が報告され、各分野ごとに課題に対する申し送り事項が整理されている。

◎ 分科会における評価結果

（◎：十分に取組んだ ○：十分ではないが意識して取組んだ △：不十分であった）

評価	評価の理由（具体的実施内容）
◎	・ 政策研究の改善や予算・決算審査の改善にあたり、振り返り結果を基に、その都度、議論の方向性を確認しながら、課題を明確化し、熟議を行うことができた。 ・ 一方、市民との意見交換会により明らかとなった豪雪時の新たな課題も多数確認されたことから、政策研究や予算・決算審査に当たっての新たな視点を中間報告書に追記することとした。

評価の理由に関して参照したもの（ツール）
・ 前期議会からの申し送り事項（令和5年8月） ・ 予算決算委員会第4分科会委員長報告（令和7年2月定例会議） ・ 予算決算委員会第4分科会中間報告（令和7年6月）

各評価項目に対する議会基本条例の対応条文（抜粋）

視点2 政策サイクル

① 住民との対話

（議会の活動原則）

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保するとともに、市民に開かれた議会を目指すこと。
- (2) 市民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (5) 議会運営は、市民の傍聴の意欲が高まるよう、分かりやすい視点、方法等で行うこと。

（市民と議会との関係）

第5条

- 5 議会は、市民の多様な意見を把握し、反映しうる合議体としての特色を最大限に生かし、市民参加の推進に努めるとともに、市民との意見交換の場を多様に設けるものとする。
- 6 議会は、市民に対し、議会で行われた議案等の審議の経過及び結果について報告するとともに、政策形成に関する意見交換を行うため、市民との意見交換会を開催しなければならない。
- 7 市民との意見交換会に関し必要な事項は、別に定める。

② 政策研究

（市民と議会との関係）

第5条

- 3 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条の2に規定する学識経験者等による専門的調査の活用並びに同法第115条の2（同法第109条第5項において準用する場合を含む。）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して市民等の意見等を聴き、議会の政策形成に反映させるよう努めるものとする。

（議会による研修）

第14条 議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

- 2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

③ 議員間討議

（議員の活動原則）

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、議員間の自由な討議を重んじること。

（議員間の討議による合意形成）

第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を中心に運営されなければならない。

- 2 議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

④ 政策立案・提言、議案審査

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動しなければならない。

(3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の強化に努めること。

(4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。

(政策立案、政策提案及び政策提言)

第11条 議会は、市の政策水準の向上を図るため、政策立案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正、決議等の政策提案を行うとともに、市長等に対し、政策提言を行う。

(常任委員会)

第13条 常任委員会は、議会における政策立案及び政策提案を積極的に行うものとする。

⑤ 総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動

(議決事件)

第8条の2 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

(1) 市政の総合的かつ計画的な運営を図るための中長期的な計画の基本理念、基本目標、政策、施策等を体系的に示した基本構想及び基本計画の策定、変更又は廃止

(市長等との関係の基本原則)

第9条 議会審議における議員と市長その他の執行機関及びその補助職員（以下「市長等」という。）との関係は、次に掲げるところにより、緊張関係の保持に努めるものとする。

(1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。

(4) 議会は、市長が提案する重要な政策については、議会審議を通じて政策水準の一層の向上を図るため、市長に対し、必要な情報を明らかにするよう求めるものとする。

(監視及び評価)

第10条 議会は、市長等の事務の執行について、事前又は事後に監視する責務を有する。

2 議会は、本会議における審議、議決等を通じて、市民に対して市長等の事務の執行についての評価を明らかにする責務を有する。

視点5 振り返りと学び

① 振り返りの取り組み方 ② 振り返り結果の活用

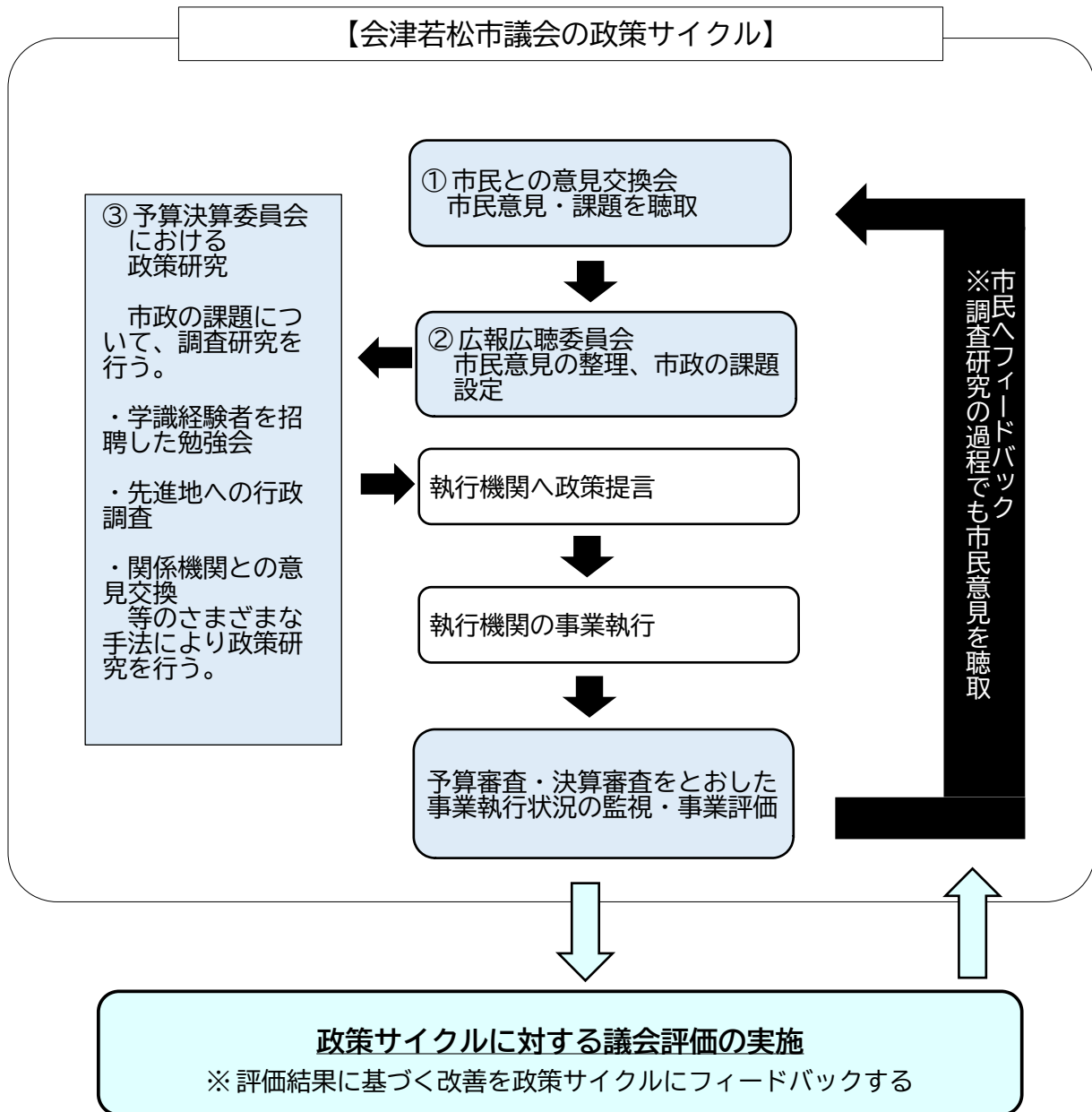
(継続的な検討)

第22条 この条例の施行後、議会は、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 議会は、この条例を改正するに当たっては、議員全員が賛同する場合であっても、本会議において改正の理由を説明しなければならない。

【図表】政策サイクルと評価の関係

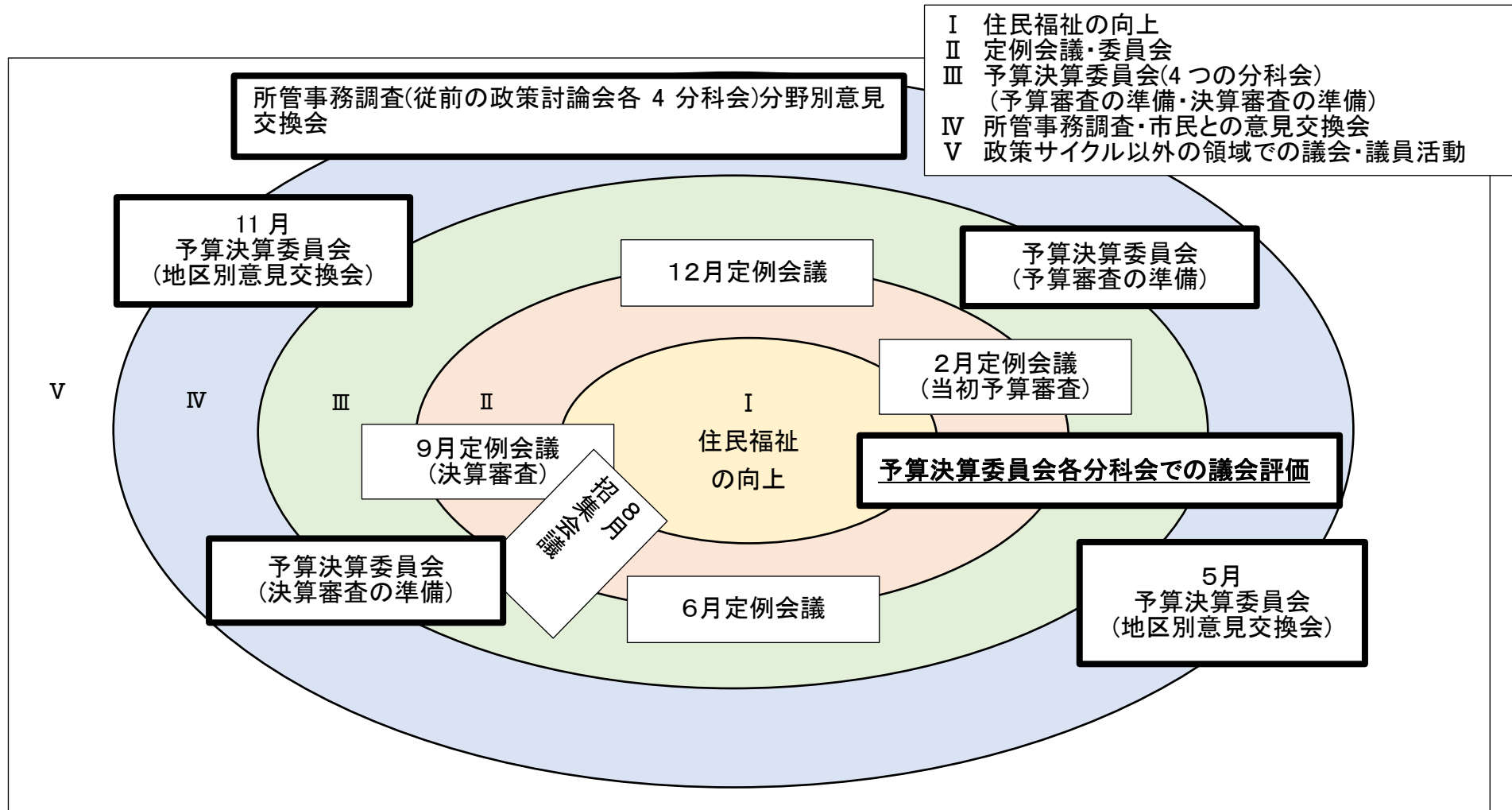
○ 会津若松市議会の政策サイクルと議会評価



（評価の目的）

- 所管事務調査及び予算・決算審査による上記政策サイクルの視点から、議員任期における一定の期間（２年、４年）ごとに評価を行い、予算決算委員会各分科会での活動が議会基本条例の理念に沿った適切なものとなっているのか、市民の住民福祉の向上に資するものとなっているか確認を行っていく。
- 評価に当たり様々な視点から課題認識について意見交換を行うことで、新たな気づきを得て、更なる議会機能の強化・バージョンアップにつなげていく。

会津若松市議会の議会活動（分科会における議会評価の範囲）



対象期間（令和5年8月～令和7年4月）

視点	項目	評価するポイント	評価の目安 （本市議会において求められる水準）	関係条文 （議会基本条例）	評価に当たり参照したツール （例）
視点2 政策サイクル	①住民との対話	住民意見を十分に聴取し、理解したか。	・地区別市民との意見交換会における各分科会に対する報告が分科会内において確認・共有されている。 ・分野別意見交換会が必要に応じ開催され、その結果について分科会で十分な総括が行われている。 ・議会モニターからの意見に対し、分科会内で整理が行われている。	第2条（議会の活動原則）(1)、(2)、(5) 第5条（市民と議会との関係）第5項から第7項まで	・市民との意見交換会結果報告書 ・分野別意見交換会報告書 ・議会モニターからの意見 ・論点抽出表（3の①、②）
		住民の意見を政策研究や審査に活かしたか。	・政策研究における問題発見の手段として、地区別市民との意見交換会での意見聴取や分野別意見交換会が活用されている。 ・抽出論点表の作成過程において聴取した市民意見が活用されている。		
		住民の意見を起点とし、課題を発見することができたか。	・分科会の所管分野に対する市民視点からの課題が発見され・共有されている。 ・聴取した市民意見について、抽出論点における分科会の問題認識として整理することができている。		
	②政策研究	政策研究の目的に沿った所管事務調査の課題設定が行えたか。	・分科会において、審査結果や市民意見に基づく問題認識に沿った具体的検討テーマが設定されている。 ・前期からテーマを引き継ぐ場合においても、今期において特に検討すべき課題が明確化されている。	第5条（市民と議会との関係）第3項 第14条（議会による研修）	・政策研究における最終報告書（中間総括） ・行政調査報告書 ・政策研究セミナー報告書
		専門機関や先進事例による知見を十分に活用したか。	・専門機関等とのセミナーや分野別意見交換会で得た知見が審査や以降の調査研究に十分活用されている。 ・具体的な目標・目的を持って先進自治体等の行政調査を行い、その成果が審査や以降の調査研究に活用できている。		
		政策研究の結果は政策立案に資するものであったか。	・政策研究結果について、分科会として政策立案に向けたとりまとめが進められている。 ・具体的な政策立案まで至らない場合でも、政策研究により課題が具体化・明確化され、政策立案に向けた道筋や目標が共通認識となっている。		
	③議員間討議	政策研究において、委員間での活発な意見交換が行われたか。	・委員間で活発な意見交換が行われ、政策研究に対する分科会としての考え方が共有されている。 ・各委員が政策研究に積極的に参加し、各委員の意見が政策研究の方針や進め方に反映されている。	第3条（議員の活動原則）(1) 第12条（議員間の討議による合意形成）	・予算決算審査委員長報告 ・論点抽出表（5～7） ・政策研究における最終報告書（中間総括）
		議案等の審査に当たり、適時適切な委員間討議が行われたか。	・議題に合った内容で委員間討議が提案・実施され、その内容も過大・過少にならず、議題に沿った適切なものになっている。 ・議員間討議の目的を各委員が理解し、発言が議題外にわたることなく実施されている。		
		委員間討議の結果として、合意形成や論点の明確化が進められたか。	・委員間討議の結果が共通認識又は合意点として明確化され、委員長報告において第三者が理解できる内容に整理されている。 ・少数意見にも耳を傾け、適切な説明責任・議決責任を果たすための合意形成が図られている。		

視点	項目	評価するポイント	評価の目安 (本市議会において求められる水準)	関係条文 (議会基本条例)	評価に当たり参照したツール (例)
視点2 政策サイクル	④政策立案・提 言、議案審査	政策研究の成果が審査に活かされていたか。	・政策研究において発見された課題や視点等が、審査における質疑や抽出論点の作成などに活用されている。	第2条（議会の活動原則）(3)、(4) 第11条（政策立案、政策提案及び政策提言） 第13条（常任委員会）	・予算決算審査委員長報告 ・論点抽出表（全体） ・要望的意見等の結果 ・政策研究における最終報告書（中間総括）
		審査において、執行機関に対する監視機能が実現していたか。	・審査において、これまでの経過や背景、本会議での総括質疑等の結果などを意識した質疑が行えている。 ・質疑により、執行機関側の提案に対する疑問点や問題点を明らかに、必要に応じて要望的意見や決議等を提出することができている。 ・審査において課題・問題として明らかとなった事項が委員長報告に整理されている。		
		分科会として、政策研究や審査を踏まえた政策提言が醸成されたか。	・政策研究と議案等の審査が連動し、執行機関側とは異なる視点で政策提言が作成できている。 ・政策提言までに至らない分野でも、政策研究と審査の連動により課題が具体化され、政策提言に向けた考え方が共有認識となっている。		
	⑤総合計画と財政への関与、政策評価、予算・決算の連動	総合計画を意識した政策研究や審査が行えたか。	・具体的検討テーマに関係する政策研究分野が市総合計画にどう位置付けられ、どの程度進捗しているのかを理解した上で政策研究が進められている。 ・抽出論点に限らず、審査する案件について市総合計画での位置付けが理解・共有された上で審査が行われている。	第8条の2（議決すべき事件） 第9条（市長等との関係の基本原則）(1)、(4) 第10条（監視及び評価）	・予算決算審査委員長報告 ・論点抽出表（3の②）
		行政評価等に基づく政策評価を審査に活用できたか。	・審査において、行政評価結果の内容を踏まえた質疑が行われている。 ・個別計画等の内容や各計画どうしの関連性について各委員が理解しており、既に計画等に記載されている内容の質疑に終始することがない。		
		予算・決算の連動を意識した審査を行ったか。	・予算・決算審査で明らかとなった課題が共有され、以降の予算・決算審査の際のポイントや論点として活用されている。		
視点5 振り返りと学び	①振り返りの取り組み方	政策研究の振り返りを適宜行ったか。	・政策研究の節目ごとに振り返りが行われ、まとめられた課題やポイントとなる内容が共有されている。	第22条（継続的な検討）	・予算決算審査委員長報告 ・前期議会における申し送り事項 ・政策研究における最終報告書（中間総括） ・論点抽出表（5～7）
		予算・決算審査ごとの振り返りを行ったか。	・予算・決算審査の終了後に分科会での審査や委員長報告の内容等の振り返りを行っている。 ・審査終了後に論点抽出表に委員間討議の論点・合意点等が記載され、次回以降の審査時に参考として活用できるようになっている。		
	②振り返り結果の活用	振り返りを基に、政策研究の改善に向けた課題を発見・明確化したか。	・前期議会からの申し送り事項を踏まえ、今期の政策研究における考え方や課題が整理されている。 ・今期の政策研究について適宜振り返りを行い、重要と思われる事項や課題、考え方が分かりやすく整理されている。		
		振り返りを基に、予算・決算審査の改善に向けた課題を発見・明確化したか。	・論点抽出表の作成に当たって、これまでの予算・決算審査の結果や過去の委員長報告などの振り返り結果が反映されている。		
		各種課題・改善点に対し、次期に活用できる申し送り事項を作成したか。	・政策研究の報告書において、具体的な成果と課題が報告され、各分野ごとに課題に対する申し送り事項が整理されている。		